

新世代モバイル通信システム委員会報告（案）
 「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「第5世代移動通信システム（5G）の
 高度化（RedCap/eRedCap）に関する技術的条件等」に対する意見募集の結果と意見に対する考え方
 [意見募集期間：令和6年10月26日（土）～同年11月25日（月）]
 意見提出件数：計21件（法人15件、個人6件）

意見提出者一覧（五十音順）

アイテック阪急阪神株式会社	朝日航洋株式会社	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター
株式会社NTTドコモ	株式会社日立国際電気	株式会社ベイ・コミュニケーションズ
KDDI株式会社	ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社	ソフトバンク株式会社
阪神ケーブルエンジニアリング株式会社	阪神電気鉄道株式会社	BAN-BANネットワークス株式会社
姫路ケーブルテレビ株式会社	UQコミュニケーションズ株式会社	Wireless City Planning株式会社
個人（6件）		

No	意見提出者 （順不同）	意見対象	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
全般に関するご意見					
1	個人1	全般	<p>4ページ 「第〇回（令和〇年〇月〇日）第5世代移動通信システム（5G）の高度化（RedCap/eRedCap）に関する技術的条件等の委員会報告のとりまとめを行った。」</p> <p>とりまとめを「行った」ではなく、「行う」（予定）ではありませんか？ 日付は不明（もしくは未定）なのに、「とりまとめを行った」の意味合いが分かりませんでした。</p> <p>10ページ 「中国においては10都市以上で商用に向けた展開が進められている」 「中国10都市超にて、製造、電力、V2Xなどに向けた商用展開を開始。」</p> <p>「10都市以上」「10都市超」 なぜ表現を変えているのか意味合いの違いが分かりませんでした。</p> <p>「展開が進められている」 これは展開予定の意味（展開していない）</p> <p>「展開を開始」 これは展開開始の意味（展開している）</p>	ご意見を踏まえ、必要な修正をいたします。	有

		<p>であるから意味合いが違うのではありませんか？ なぜ同ページなのに記載が違うのですか？ どちらも同じ意味なら、同じ表現（記載）にすればいいのではありませんか？</p> <p>23ページ 「上空利用を可能とすることが期待されている」 「用」だけ別フォントになっています。</p> <p>41ページ、124ページ、125ページの図が不鮮明で文字が判読できません。</p> <p>16ページの図 おそらく「接隣」の文字が一部隠れていて言葉が見えません。 仮に「接隣」であっても、そんな言葉はあるのですか？ 同ページの「隣接」と「接隣」の違いが分かりませんでした。</p> <p>64ページの「近隣」との違いも分かりませんでした。 91ページの「周辺」との違いも分かりませんでした。</p> <p>90ページ「【無線航行衛星システム地球局との共用検討結果】」からの文字がなぜ斜めになっているのですか？</p> <p>91ページの「表 4.2.2.5-1 過去の共用検討における無線航行衛星システム地球局との検討結果」の文字もなぜ斜めになっているのですか？</p> <p>99ページ 「5G(NR)/ローカル5Gシステム」 なぜ5G（半角）と5G（全角）で使い分けているのですか？</p> <p>5ページ「SUB6」 9ページ「Sub6」 31ページ「Sub 6」 この違いも分かりませんでした。</p> <p>4ページ「令和6年6月20日」 553ページ「2024年1月27日」 和暦と西暦 全角と半角 記載方法が違ってきます。</p>		
--	--	--	--	--

20 ページ

「RedCap 及び eRedCap は、5 G-NR と同一の周波数帯域において、5 G-NR と基地局を共有しながら、運用する無線システムである。」

この記載方法では気が狂いそうになりませんか？

ミスを誘発しているのではありませんか？

「RedCap 及び eRedCap は」

スペースを空けている意味合い（空ける利点）が分かりませんでした。

21 ページ

「これらを踏まえ、総務省では、平成 28 年 7 月に上空で利用される携帯電話の台数を監理し、地上の携帯電話網に影響を及ぼさないようにするため、ドローンに搭載される携帯電話毎に携帯電話事業者に無線局免許を与える「実用化試験局制度」を導入している。その後、無人航空機の利用拡大に対応するため、本審議会における技術的検討を経て、2020 年 12 月に手続きの簡素化等の制度整備を行うとともに、2023 年 4 月に高度制限の撤廃や 5 G 方式の利用を可能とする制度整備を行っている。」

ここもなぜ和暦と西暦を使うのですか？

全て西暦で数字は半角での記載で、スペースは空けないようにすれば、どうでもいいミス（修正する作業負担）は減るのではありませんか？

「2020 年 12 月」

スペースを空ける決まりがあるのなら決まりを見直してほしいです。
通常は「2020年12月」このような記載ではありませんか？

神童は大人になってどうなったのか？

半角スペースを空け忘れて、怒られる（指摘される）ために生きているわけではありません。

			<p>確かにミスではありますが、決まりが悪いのであって、神童が凡人になる瞬間を見てきた私としては、不条理な決まりはメンタルが壊れるので廃止してほしいです。</p> <p>過去の分も含めて、私のどうでもいい指摘はたくさん行われています。つまり体制は改善されていません。であるから決まりを改善させてほしいです。</p> <p>今後も私の「半角スペースを空けていますよ。」という、どうでもいい指摘が続いてしまいます。</p>		
2	個人3	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 ページの 7 行「第 5 世代移動通信システム (5G)」は「5G」のほうがよい。5 ページで略称を定義しているから。 ・ 3 3 1 ページの 1 5 行「(昭和 2 5 年 5 月 2 日法律第 1 3 1 号)」は削除したほうがよい。2 9 3 ページの記載と重複するから。 ・ 2 9 3 ページの 4 行「(昭和 2 5 年 5 月 2 日法律第 1 3 1 号)」は、初出箇所の 1 5 1 ページで記載したほうがよい。 ・ 2 8 4 ページの 1 5 行「電波法施行規則」の法令番号を記載したほうがよい。同 1 7 行の例と同様に。 ・ 3 7 ページの最下行の 1 行上「あたり」と、4 0 7 ページの 8 行「当たり」とは、どちらかに字句を揃えたほうがよい。 ・ 2 6 ページの本文の最下行「当たって」と、1 5 3 ページの本文の 7 行「あたって」とは、どちらかに字句を揃えたほうがよい。 	ご意見を踏まえ、必要な修正をいたします。	有
3	個人4	全般	<p>日本の慎重な姿勢は、細かな作業や技術に対しては強みとなりますが、新しい技術の導入や実証実験においては、やや進行が遅れる原因とも考えられます。特にデジタル技術の分野では、慎重すぎるアプローチがスピード感を損ね、日本のデジタル化の遅れにつながっているのではないのでしょうか。</p> <p>私の経験からも、日本は細部を0.1ミリ単位で気にし、時間をかける傾向が強い一方で、中国は比較的大枠を捉え、素早く実行に移すことが多いと感じています。中国人の知人も「日本人は繊細すぎ、中国人は雑すぎる。両者を足して2で割ったくらいがちょうどよい」と語っていました。このバランスをデジタル技術にも適用することで、日本の技術進展やデジタル化がよりスムーズに進むのではないのでしょうか。</p> <p>したがって、RedCap/eRedCapのような新しい技術の導入や検証プロセスにおいても、日本があまりに慎重に時間をかけすぎず、一定の柔軟性をもたせた取り組みを推奨します。</p>	今回のRedCap/eRedCapの導入及び携帯電話等の上空利用の拡大については、国際標準化の動向や国内の利用ニーズ等を踏まえ、速やかに本委員会において技術的条件等の検討が行われたものと考えております。	無
4	株式会社NTTドコモ	全般	<p>新世代モバイル通信システム委員会報告(案)は適切に共用検討が行われ、技術的条件に反映されたものであるため、賛同致します。</p> <p>早期に本報告書案が答申され、制度整備が図られることを希望します。</p>	本案についての賛同意見として承ります。	無

第1部（第5世代移動通信システム（5G）の高度化）に関するご意見					
5	阪神電気鉄道株式会社、阪神ケーブルエンジニアリング株式会社、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、姫路ケーブルテレビ株式会社、BAN-BAN ネットワークス株式会社、アイテック 阪急阪神株式会社（6者連名）	全般	<p>5G対応の地域BWA（自営等BWAを含む）やローカル5Gにおける高度化（RedCap/eRedCapの導入）に関わる技術的条件をとりまとめた本報告書（案）について、当社として賛同します。</p> <p>セルラーIoTについては、2017年に4G/LTEの高度化（eMTC導入）で地域BWA対応を進めていただきましたが、今後、5G-BWAやローカル5Gに対応するセルラーIoTが可能となることで、産業利用も含めて、より多くの多様な端末やセンサーデバイス等の運用が可能になると期待します。</p> <p>当社はグループ会社（ケーブルテレビ事業者等）を主体に、地域BWA事業者として京阪神エリアの地元自治体とも協力して地域BWAを活用した『まちづくり』を展開しているとともに、当社が4G-BWAコア機能をクラウド提供する60社超の全国の地域BWA事業者でも、それぞれの地域で“まちづくり”の取組みを進めていることから、セルラーIoT技術を活用した地域のまちづくりサービスにも積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>5Gの高度化（RedCap/eRedCapの導入）について、可能な限り早期の制度整備を要望します。</p>	本案についての賛同意見として承ります。	無
6	ソフトバンク株式会社	全般	<p>RedCap及びeRedCap は第5 世代移動通信システム（以下、5G）をベースとしたIoT 技術で、携帯電話端末の低消費電力・小型化・端末コストの低廉化に資するものであり、本報告（案）はこれらの技術的条件が盛り込まれた内容となっていることから賛同いたします。</p> <p>RedCap及びeRedCap は産業向け無線センサ、監視カメラ、ウェアラブルデバイス、スマートグリッドなど幅広い分野での活用が期待されており、本報告（案）の1. 5 節で示された通り海外でも商用導入に向けた動きが活発化しております。国内においても5G ネットワーク（SA 方式）を用いたRedCap 及びeRedCap のニーズに速やかに応えるため、関係省令等の速やかな制度整備が行われることを希望します。</p>	本案についての賛同意見として承ります。	無
7	Wireless City Planning株式会社	全般	<p>RedCap及びeRedCap は第5 世代移動通信システム（以下、5G）をベースとしたIoT 技術で、携帯電話端末の低消費電力・小型化・端末コストの低廉化に資するものであり、本報告（案）はこれらの技術的条件が盛り込まれた内容となっていることから賛同いたします。</p> <p>RedCap及びeRedCap は産業向け無線センサ、監視カメラ、ウェアラブルデバイス、スマートグリッドなど幅広い分野での活用が期待されており、本報告（案）の1. 5 節で示された通り海外でも商用導入に向けた動きが活発化しております。国内においても5G ネットワーク（SA 方式）を用いたRedCap 及びeRedCap のニーズに速やかに応えるため、関係省令等の速やかな制度整備が行われることを希望します。</p>	本案についての賛同意見として承ります。	無
8	KDDI株式会社	全般	<p>セルラーIoTは、幅広い事業領域で利用されており、将来のIoT社会を支えるために5Gに対応させることが重要と考えます。</p>	本案についての賛同意見として承ります。	無

9	UQコミュニケーションズ株式会社		本報告案に基づき、利用分野に応じたRedCap/eRedCapのサービス提供が可能となることから、原案に賛同いたします。		
10	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター	概要版 P. 8, P. 15, P. 22	委員会報告（案）の概要において、RedCap/eRedCapの主要諸元比較（P. 8）には「CA：非対応」と記載があり、技術的条件（P. 15, P. 22）には「搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合を除き、以下同じ。」と記載があります。 記載内容が矛盾しているように読めるので、必要により補足説明の追加などが望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ、報告（案）概要P15及びP22に記載のある「搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合を除き、」を削除いたします。	有
第2部（携帯電話の上空利用の拡大）に関するご意見					
11	個人2	全般	報告書案に賛同します。 (1) 新世代モバイル通信システム委員会報告（案）（別紙1）の149ページの真ん中に「航空機電波高度系」とありますが、「高度計」の間違いだと思えます。 (2) 2.3GHz帯は放送事業とのダイナミック周波数共有が行われている帯域であるため、今回は検討対象外としたと推測しますが、2.3GHz帯を検討対象外とした理由を明記した方が良いと思えます。	(1) について ご意見のとおり反映いたします。 (2) について ご意見を踏まえ、報告（案）P25 表4.1.2-1の※5として、以下のとおり追記いたします。 「2.3GHz帯については、移動通信システムと放送業務用無線システムがダイナミック周波数共有管理システムを活用して周波数共有を行っている。このため、すぐに上空利用を実現することが困難と考えられることから、今回の検討対象には含まれていない。」	有
12	個人5	全般	携帯電話の上空利用については積極的に推し進めて欲しい。 特に ast スペースモバイルと契約している楽天モバイルの得意とする分野であるが規制などで邪魔はしないでほしい。 総務省は楽天モバイルに付与するプラチナ帯を他社と比べて狭くするなど冷遇ばかりしているが、上空利用でも冷遇しそうで心配している。 そもそも天下りの影響か知らないが、一部の企業だけ優遇したり冷遇したりするのは行政機関として言語道断。	本案についての賛同意見として承ります。 なお、その他のご意見について、本件は、RedCap/eRedcapの導入及び携帯電話等の上空利用の拡大に向けた技術的条件等に関する意見募集を行ったものであり、本意見募集の対象外です。	無
13	株式会社日立国際電気	全般	ローカル5Gの上空利用の拡大により、ローカル5Gを利用したビジネス展開が一層容易になり、広く国民が高品質なサービスを楽しむ環境が実	本案についての賛同意見として承ります。	無

			<p>現するものと考えられます。</p> <p>また、広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）の上空利用の拡大により、多様な自営無線インフラを活用した、ドローン活用ソリューションの創出につながるものと考えられます。</p> <p>以上のことから、本委員会報告（案）に賛同いたします。</p> <p>なお、制度整備にあたっては、これらの無線局の免許手続きが、より簡素で迅速なものとなるよう一層の改善を期待しています。</p>		
14	KDDI株式会社	全般	<p>ドローンを利活用する事業領域が急速に拡大する中で、ドローン用周波数の拡大が必要であると考えます。</p> <p>本報告案に基づき、新たな周波数帯を上空で利用することにより、新たなユースケースへの対応や、更なる利用者の利便性向上に繋がること期待されるため、原案に賛同いたします。</p> <p>なお、3.7GHz帯の上空利用については、更なる周波数有効利用のため原案のとおり共用検討の継続及び適切な共用条件の策定を希望します。</p>	本案についての賛同意見として承ります。	無
15	UQコミュニケーションズ株式会社	全般	<p>ドローンを利活用する事業領域が急速に拡大する中で、ドローン用周波数の拡大が必要であると考えます。</p> <p>本報告案に基づき、新たな周波数帯を上空で利用することにより、新たなユースケースへの対応や、更なる利用者の利便性向上に繋がること期待されるため、原案に賛同いたします。</p>	本案についての賛同意見として承ります。	無
16	朝日航洋株式会社	全般	<p>現在主な携帯電話会社から無人航空機以外でも利用できる「簡素な手続き」による通信サービスが提供されるようになっておりますが、これらサービスではデータ通信のみの提供で、音声・SMSサービスは非対応となっている場合がほとんどであるようです。一方、実用化試験局制度によりデータ通信の他音声・SMSサービスにも対応しているサービスを展開する会社もあります。このことから次のとおり意見を提出いたします。</p> <p>1. 技術上の理由がなければ、簡素な手続きによる上空利用においても音声・SMSサービスを提供できるようにしてはいかがでしょうか。</p> <p>2. 今後も「実用化試験局による手続き」と「簡素な手続き」との二つの制度で運用するのであれば、簡素な手続きと同様、実用化試験局免許による手続きでも無人航空機以外の利用は可能であることとその制度の詳細を公開いただくのがよいと考えられます。</p> <p>（理由：「この周波数の使用によるデータ伝送は、位置情報を取得するためのテレメトリ及び低速データ伝送通信に限る」と免許されている実用化試験局で上空からの動画送信が可能かとサービス会社や免許人に質問しておりますが回答が得られていないことから、制度が公開されればサービス利用者側で確認ができ、また制度が公開されることで電波の公平な利用に資するものと考えられるため。）</p>	<p>1. について</p> <p>本件は、携帯電話等の上空利用の拡大について、国内の利用ニーズ等を踏まえ、技術的条件等の検討を行ったものです。なお、ご意見については、各携帯電話事業者においてサービス提供の可否が判断されるものと考えております。</p> <p>2. について</p> <p>ご意見については、制度整備にあたって総務省における今後の検討の参考とされるものと考えます。なお、電波法第104条の2の規定に基づき条件を付して免許がなされているものについては、その範囲内で運用される必要があるものと考えております。</p>	無
17	阪神電気鉄道株式会社、阪神ケ	全般	<p>地域BWAやローカル5Gの上空利用に関わる技術的条件をとりまとめた本報告書（案）について、当社として賛同します。</p>	本案についての賛同意見として承ります。	無

	<p>ーブルエンジニアリング株式会社、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、姫路ケーブルテレビ株式会社、BAN-BAN ネットワークス株式会社、アイテック</p>		<p>上空利用の拡大については、地域BWAやローカル5Gでドローン等の飛行制御が可能となることで、2.4GHz帯よりも安定した大容量の通信環境で、地域のより細かなニーズに応じたサービス等が提供可能になるとみており、工場敷地内や農地等での産業活用が期待されます。</p> <p>また地域BWAにおいては、自己土地主体のローカル5Gよりも上空運用がしやすくなると考えられるため、街単位での防災・災害対応、イベント中継や買物支援など、より広範囲なエリアでの高度な活用を期待しています。</p> <p>上空利用の拡大について、可能な限り早期の制度整備を要望します。</p>		
18	<p>阪急阪神株式会社（6者連名）</p>	<p>【107ページ】 表4.2.2.8-1 Sub6帯における他の無線システムとの共用検討結果 【項目】 4.7G-② 移動通信システム相互（隣接・非同期）上空 L5G 移動局@100MHz ⇒ 屋内 L5G 移動局 4.7G-③ 移動通信システム相互（隣接・非同期）上空L5G移動局@100MHz ⇒ 地上5G移動局</p> <p>【130ページ】 表4.2.3.6-1 mmW帯における他の無線システムとの共用検討結果 【項目】 28G-④ 移動通信システム相互（隣接・非同期）上空L5G移動局@400MHz ⇒ 地上NR移動局</p> <p>【145ページ】 表2.2.4.4-1 2.5GHz帯（BWA）における他の無線システムとの共用検討結果 【項目】 2.5G-② 移動通信システム相互（隣接・非同期）</p>	<p>共用可能性の考察として「離隔距離を確保した上で、周囲の免許人との間で適切な運用調整を行なった上で運用すれば共用可能・・・」とありますが、例えばローカル5Gの“準同期運用”であれば、必要な離隔距離を確保することで、運用調整をすることなく共用可能と考えます。また“海上利用”や“私有地の規模”等により離隔距離の確保が十分にできているのであれば、この場合も運用調整は必ずしも必要ないと考えられます。これらの点も考慮していただき、報告（案）の記載の修正をご検討願います。</p> <p>また離隔距離を確保する他に、移動局の送信電力を低減することで、必要な離隔距離を確保するのと同様の効果が得られることから、その点の明記もご検討いただければと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>4.7G-② 移動通信システム相互（隣接・非同期） 数十m程度の離隔距離を確保する若しくは相当の送信電力を低減する又は周囲の免許人との間で適切な運用調整を行うことで共用可能と考えられる。</p> <p>4.7G-③ 移動通信システム相互（隣接・非同期） 100m程度の離隔距離を確保する若しくは相当の送信電力を低減する又は周囲の免許人との間で適切な運用調整を行うことで共用可能と考えられる。</p> <p>28G-④ 移動通信システム相互（隣接・非同期） ある程度の離隔距離を確保した上で相当の送信電力を低減する、又は周囲の免許人との間で適切な運用調整を行うことで共用可能と考えられる。</p> <p>2.5G-② 移動通信システム相互（隣接・非同期） 周囲のBWA免許人との間で、運用する上空BWA移動局に合わせた適切な離隔距離を確保する又は相当の送信電力を低減した上で、周囲の免許人との間で適切な運用調整を行うことで共用可能性があると考えられる。</p>	有

		上空BWA移動局@20MHz⇒ 全国BWA移動局			
19	ソニーワイヤレス コミュニケーションズ株式 会社	3.1 検討の背景	<p>平成28年7月の「実用化試験局制度」導入に始まり、2020年12月に手続きの簡素化等の制度整備、2023年4月に高度制限の撤廃や5G方式の利用を可能とする制度整備が行われており、携帯電話の上空利用に関しては、利用者が簡易な手続きで利用可能となる環境が実現されて来ていると考えます。</p> <p>また、FDD帯域については技術的条件が取りまとめられているが、TDD帯域については新たなニーズが示された際に検討することとされており、上空利用に関する新たなユースケースの実現には、TDD-NR帯域の上空利用の実現や地域BWAやローカル5Gが上空で利用可能となる制度整備の早期実現が望まれていると考えます。</p> <p>よって、本審議会における制度整備について期待するとともに賛同します。</p>	本案についての賛同意見として承ります。	無
20		4.1.4.4 検討結果 (2) Sub6帯の検討結果 (イ) 4.5GHz帯の検討結果	<p>ローカル5Gで利用する4.5GHz帯における携帯電話等基地局への干渉影響については、都市、地方都市、ルーラル地域いずれの地域でも高度30mの時は干渉増加量としてワーストの値となっているが、弊社としても基地局アンテナの主ビームに近い位置関係よりその様な状況となっていると考えており、上空移動局に何らかの上空用送信電力制御が必要との意見に賛同します。</p> <p>しかしながら、「上空用送信電力制御を適用」「送信電力値上限を一律に設定」等の方法は干渉影響の抑制に効果が有ることは一定の理解をしますが、ドローンからの映像伝送等における新たなユースケースにおいては、送信電力の不足等による通信影響をもたらす可能性はあると考えており、干渉影響度合いに応じた柔軟な上空用送信電力制御の適用などに期待します。</p>	<p>本案についての賛同意見として承ります。</p> <p>なお、後段のご意見については、総務省が制度整備の検討をする際に参考とされるものと考えます。</p>	無
21		4.1.6 地上携帯電話網等への影響のまとめ 表4.1.6-1 地上携帯電話網等への影響とその回避策の検討結果	<p>地上携帯電話網等への影響回避のための対策案について、Sub6帯、mmW帯ともに「免許人が自らの上空におけるサービス提供品質と、基地局への干渉影響度合いを勘案し、適切な送信電力制御手法を選択することで、基地局への影響を回避することが可能と考えられる」とあり、本案については免許人が自ら適切な送信電力制御手法を選択可能とするものであり、本案に賛同します</p>	本案についての賛同意見として承ります。	無
22		4.2.2.8 Sub6帯における共用検討のまとめ	<p>Sub6帯における他の無線システムとの共用検討結果にありますとおり、共用検討対象となる、4.7G-(5)5GHz帯無線アクセスシステム（隣接）、4.7G-(2)、(3)移動通信システム相互（隣接・非同期）については、共用可能性について考察が述べられており、許容干渉電力値を下回っている、或いは周囲の免許人との間で適切な運用調整により共用可能とされている。</p> <p>また、4.7G-(4)-1移動通信システム相互（同一・同期）、4.7G-(4)-2移動通信システム相互（同一・非同期）については、4.7G-(2)、(3)と同様に周囲の免許人との間で適切な運用調整の実施に加えて、適切な送信電力値、離隔距離等の具体的な技術的条件が加えられている。</p> <p>送信電力値、離隔距離等の技術的条件については、新たなユースケース</p>	ご意見については、総務省が制度整備の検討をする際に参考とされるものと考えます。	無

			としての上空ローカル5G移動局における運用を鑑みながら、周囲の免許人との間で適正な値や運用調整が出来るような仕組み作りを本審議会に求めたい。		
23	株式会社NTTドコモ	4. 2. 2. 1 Sub6における検討対象システムの整理	表4. 2. 2. 1-1 共用検討シナリオにおいて、シナリオ#3. 7G-①、シナリオ#4. 5G-①の航空機電波高度計との共用検討は、「※継続検討」とされています。 本検討は、2023年6月21日に一部答申された5G等の利用拡大に向けた中継局及び高出力端末等の技術的条件においても3. 7GHz帯及び4. 5GHz帯の5Gの陸上移動中継局は継続検討とされたものと同様に、航空機電波高度計における干渉への脆弱性が問題であり、米国においても5Gシステムとの共存のため、NPRMで規定された互換性の基準に従うよう求められており、米国に飛来する航空機に対してフィルタを実装することが義務化されました。このような背景を受け、5Gシステムの利用拡大を図るためには、航空機電波高度計へのフィルタ実装について被干渉側においても進めることが重要と考えます。	航空機電波高度計との共用検討については、報告案において継続検討としており、引き続き、ご意見も踏まえ、本委員会において検討を行ってまいります。	無
24	ソフトバンク株式会社	4. 2. 4 2. 5GHz 帯 (BWA) における共用検討 P132-147	本報告(案)の表4. 2. 4. 3 1 では、地域広帯域移動無線アクセスシステム(以下、地域BWA)の同期局と広帯域移動無線アクセスシステム(以下、全国BWA)の隣接周波数における共用は、GB= 0 MHz で共用可能とされています。一方で、地域BWAの同期局については、電波法関係審査基準に「免許人と送信電力制御等の調整を行い、合意がなされていること」と記載されていることから、上空利用についても同様に、全国BWA 事業者との合意がなされた上で運用されることを4. 2. 4. 4 項に追記頂くことを要望します。 また、4. 7GHz 帯L5G も含め非同期で検討する場合、基地局・移動局の両方を干渉として共用検討を実施する必要がありますが、本検討は平成31年総務省告示第23号別図第一号に記載されている準同期相当として、移動局干渉のみが検討対象と認識しております。そのため、基地局を干渉とする共用検討は対象外としたことを明記いただくことを要望します。	現行の電波法関係審査基準においては、「同期運用又は準同期運用を行うこと。ただし、当該携帯無線通信を行う無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意している場合は、この限りでない。」とされているところでは、この限りでない。」とされているところでは、本案は、陸上移動局の運用の様態(上空利用)に応じて上記の規定を緩和することを想定し検討を行なったものではなく、同期・準同期いずれでもない場合には、引き続き、携帯無線通信を行なう無線局との間で合意が求められるものと考えます。	無
25	Wireless City Planning株式会社				
第3部(技術的条件)に関するご意見					
26	ソフトバンク株式会社	6. 1. 6 TDD LTE 技術的条件 その他 P179	「今後の周波数の割当てにあたっては、2. 2節で指摘したとおり、補完的な運用になる中でも、周波数の能率的な利用等の観点から、望ましい割当て帯域幅を検討することが望ましい。」とありますが、これは、2. 3GHz 帯導入検討時の記述が誤って残ったものと認識しておりますので、修正のご検討をお願い致します。	ご意見を踏まえ、報告(案)P179の該当箇所を削除いたします。	有
27	Wireless City Planning株式会社				
28	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター	7. 1 第5世代移動通信システム(FDD-NR)の技術的条件 7. 1. 3 無線設備の技術的条件 (2) 受信装置 A、イ (委員会報告案本文	従来の委員会報告(情通審答申「5G等の利用拡大に向けた中継局及び高出力端末等の技術的条件」(令和5年6月21日);別紙15G NR (FR1/FDD) 3. 1. 3 (2) 7 (P. 120)他)では「イ(受信感度)~オ(相互変調特性)」と記載されていましたが、この度の意見募集対象(RedCap/eRedCap)の委員会報告案では、「ウ(受信感度)~カ(相互変調特性)」に加え、「キ(副次的に発する電波等の限度)」が含むように変更されています。 受信装置に関する特段の技術的条件の変更が無いのであれば、従来の委	各技術的条件の「無線設備の技術的条件」のうち、受信装置の「A キャリアアグリゲーション」の記載については、ご意見のとおり修正いたします。 他方、各技術的条件の「無線設備の技術的条件」のうち、受信装置の「イ アクティブアンテナ」の記載については、これまでの技術的条件から変更はないものの、より記載の明確化を図るため原案のと	有

		P. 207他)	委員会報告案と同じ意味の記載とすることが望ましいと考えます。	おりとします	
29		7.2.4 28GHz帯 TDD-NR方式の技術的条件 表7.2.4.3-7 隣接チャネル漏えい電力(移動局)基本 (委員会報告案本文 P.308)	参照帯域幅の記載が誤記と思われる。 (現行告示の基地局の参照帯域幅が記載されている。) 参照帯域幅の記載に関して下記の修正が望ましく考えます。 50MHzシステム 【誤】 47.52MHz 【正】 47.58MHz 100MHzシステム 【誤】 95.04MHz 【正】 95.16MHz 200MHzシステム 【誤】 190.08MHz 【正】 190.20MHz 400MHzシステム 【誤】 380.16MHz 【正】 380.28MHz	ご意見のとおり修正いたします。	有
30	株式会社NTTドコモ	7.2.1 2.3GHz帯、3.5GHz帯、3.7GHz帯、4.5GHz帯及び4.9GHz帯における技術的条件 7.2.1.3 (2) ア キャリアアグリゲーション	移動局については、キャリアアグリゲーションで受信可能な搬送波の組合せで受信している状態で搬送波毎にエからクに定める技術的条件を満足すること。とされています。クで規定される副次的に発する電波等の限度においては、キャリアアグリゲーションの状態ではできないため、規定する範囲をエからキとすることが適切です。 7.1.3 (2) アについても同様に、「ウからキ」を「ウから力」に、8.3.3 (2) アについても同様に、「エからキ」を「エから力」に、9.1.3 (2) アについても同様に、「エからク」を「エからキ」にすることが適切です。	ご意見のとおり修正いたします。	有
31		7.2.4 28GHz帯 TDD-NR方式の技術的条件 7.2.4.3 (1) 力 隣接チャネル漏えい電力(イ) 移動局	表7.2.4.3-7 隣接チャネル漏えい電力(移動局)基本における参照帯域幅の記載が、現行省令と異なっており、誤っておりますので、以下の通り修正を希望します。 50MHzシステムの参照帯域幅 47.58MHz 100MHzシステムの参照帯域幅 95.16MHz 200MHzシステムの参照帯域幅 190.20MHz 400MHzシステムの参照帯域幅 380.28MHz	ご意見のとおり修正いたします。	有
32		7.2.4 28GHz帯 TDD-NR方式の技術的条件 7.2.4.3 (2) ア キャリアアグリゲーション	移動局については、キャリアアグリゲーションで受信可能な搬送波の組合せで受信している状態で搬送波毎にエからクに定める技術的条件を満足すること。とされています。キの相互変調特性は規定されておらず、クで規定される副次的に発する電波等の限度においては、キャリアアグリゲーションの状態ではできないため、規定する範囲をエから力とすることが適切です。 9.4.3 (2) アについても同様に、「エからク」を「エから力」にすることが適切です。	ご意見のとおり修正いたします。	有
其他のご意見					
34	個人6	-	スマートフォン及びモバイルフォンでよくみられる「white bears」ウィルス、またはソフトウェアについて 昨今のスマートフォンおよびモバイルフォンの開発現場においてよくみられるwhite bearsですが こちらの内容について開示するとシロクマという意味ですが、要は白人向けソフトという意味であり、日	本件は、RedCap/eRedcapの導入及び携帯電話等の上空利用の拡大に向けた技術的条件等に関する意見募集を行ったものであり、頂いたご意見については、本意見募集の対象外です。	無

			<p>本人向けではありません。 またこのソフトは基幹部分によく入り込んでおり、スマートフォンおよび基地局において見られます。 白人向けソフトというのは日本人にはなじみがありませんが、他民族としての解析をした結果、 身体に電磁波を帯びているという特徴があり、 その身体的特徴をこよなく好む習慣があり、日本人には理解ができない部分であり、 white bearsはそういった、身体的特徴をこのむ白人によって作られたソフトであり、 日本人には不向きであり、理解ができないソフトである。 このソフトの特徴は電磁波を沢山だす、白人のためのソフトであり、白人優遇ソフトまで開発されきった特徴があります。 なので、スマートフォンおよび基地局は海外製のものは導入できなくなってきました。 よってスマートフォンのソフトは今後日本製としてモバイルフォンを開発するか基地局も日本製としてください。 つまり、日本においてandroidなどのソフトは導入しないでください。</p>		
--	--	--	---	--	--

※御意見の提出時に記載された項目については、原則として提出された項目に従って分類しています。ただし、項目が明示されていない場合や、他の項目に分類することが適当だと思われるものについては、事務局において分類しています。